

<対策のポイント>

農業水利施設の効率的な整備や長寿命化対策に加え、畑地化・汎用化やパイプライン化・ICT化等による畑地・樹園地の高機能化や水利用の効率化・水管理の省力化を図ることで、農業の高付加価値化や高収益作物の導入・定着、担い手への農地集積・集約化等を推進します。

<政策目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進[令和5年度まで]
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合（約2割[平成27年度] →約3割以上[令和2年度まで]）

<事業の内容>

1. 一般型

基幹水利施設の整備や補修・補強等の長寿命化対策を支援します。

【実施要件】受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上 等

・施設の集約・再編による農業水利ストックの適正化を図る場合は受益面積100ha以上

2. 特別型

- ① 高収益作物を導入した営農体系への転換に必要な畑地化・汎用化、
- ② 農地集積・集約化に資するパイプライン化やICT化による水管理の省力化、
- ③ 畑地帯における総合的な整備、等を支援します。

【実施要件】受益面積20ha（中山間地域等10ha）以上、

①のうち高収益作物転換型は受益面積5ha以上 等

※主な附帯事業

- ・関係農家の意向調査や、水利用・土地利用・作付調整活動等を支援
- ・高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合、農業者の費用負担分を支援
- ・中心経営体への農地集積率、集約化率に応じて促進費（事業費の最大12.5%）を交付

3. 簡易整備型

水管理・維持管理の省力化を図る簡易な農業水利施設の新設等を支援します。

【実施要件】受益面積5ha以上、総事業費200万円以上等

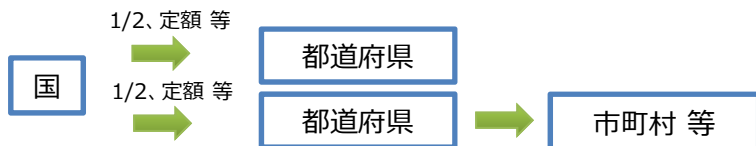
4. 実施計画策定事業

施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。

水利用調整の支援（R3まで）、機能保全計画の策定（R2まで）、資産評価データ整備（採択期間R2まで）

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>



水利施設等保全高度化事業（拡充①）～水利施設集約再編型～

- 全国の基幹的農業水利施設の多くは老朽化が進んでおり、**効率的な補修・更新**を一層推進する必要がある。
- 農業水利施設の補修・更新に要する**総費用の低減**を要件に、**施設の集約・再編**による**農業水利ストックの適正化**を図る。

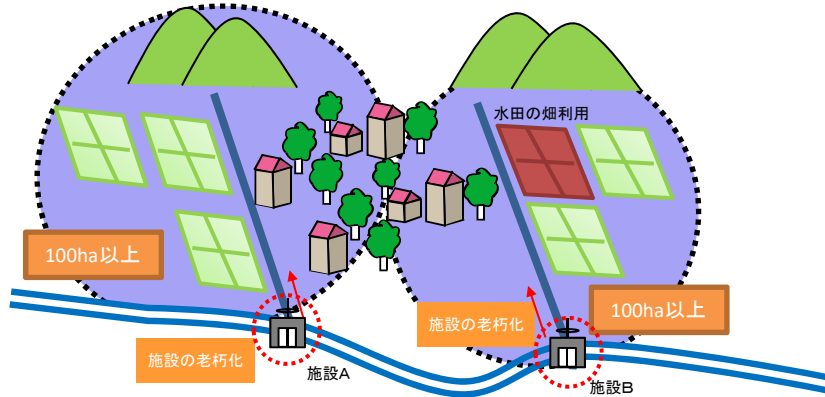
現状の課題

- 基幹的農業水利施設の**資産価値は19兆円**であり、年々老朽化が進行し、**用排水機場で7割、水路で4割が耐用年数を超過**。

基幹的農業水利施設 施設区分	施設数・ 延長(H28.3)	うち耐用 年数超過	
		数	割合
基幹的施設(箇所)	7,552	3,832	51%
貯水池	1,286	124	10%
取水堰	1,941	623	32%
用排水機場	2,947	2,129	72%
水門等	1,100	753	68%
管理設備	278	203	73%
基幹的水路(km)	50,770	18,825	37%

資料:農業基盤情報基礎調査(H28.3時点)を用いて試算
 注1)「基幹的農業水利施設」とは、農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ha以上のもの。
 注2) 試算に用いた各施設の標準耐用年数は、「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」による標準耐用年数を利用しており、概ね以下のとおり。(貯水池:80年、頭首工:50年、水門:30年、機場:20年、水路:40年 など)

- 現行制度において地区の一部の施設の補修・更新を行う場合には、**単純更新のみが可能**。



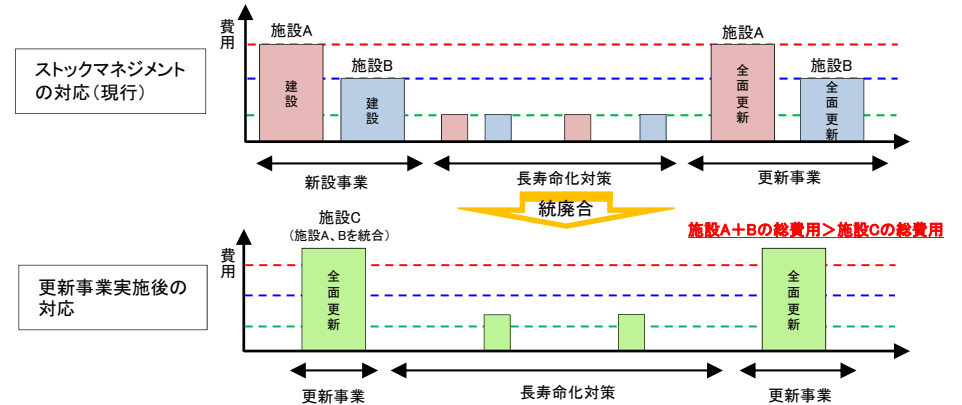
実施要件

- (1) 受益面積 100ha以上
- (2) 施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う場合の方が、地区全体で施設の更新等に要する総費用が低減されること。

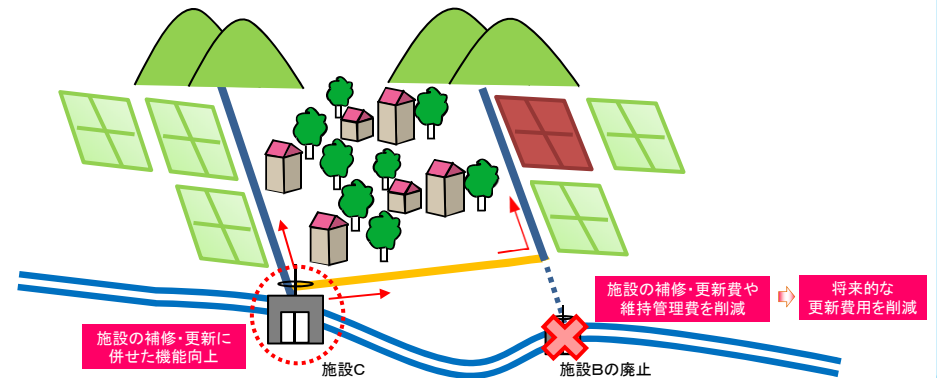
今後の対応

農業水利施設の更新等に合わせた**農業水利ストックの集約・再編**を推進

- **施設の補修・更新に要する総費用を低減**。



- 農業水利施設の補修・更新に併せて、**施設規模の変更を可能とし、農業水利ストックを適正化**。



事業実施主体

都道府県

水利施設等保全高度化事業（拡充②）～高収益作物転換型～

- 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた基盤整備地区において、高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を行う「水利施設等保全高度化事業（高収益作物転換型）」を創設。
- 水田地域を対象とした事業実施区域の5割以上で高収益作物を作付けする場合に、農業者の費用負担分を支援する仕組みを導入するなど高収益作物への転換を強力に推進。

1. 事業内容

(1) 基盤整備

- 高収益作物への転換に必要な、水利施設を中心とした生産基盤の再整備を機動的に支援します。

【対象工種】

- ・農業用排水施設の整備、区画整理、客土、暗渠排水等（併せ行う農道等）



(2) 高収益作物への転換に向けた支援

- 高収益作物の転換に向けたソフト対策を支援します。

【調査・調整、指導】

- 関係農家の意向調査、水利用・土地利用・作付調整
- 関係機関が連携した、事業計画の作成及び事業計画の実現に向けたフォローアップ等



水利用・土地利用・作付調整の合意形成



関係機関が一体となった支援体制

【産地形成支援事業（支援費）】

高収益作物の作付面積割合が5割以上の場合、農業者の費用負担分を支援



水稲中心の作付



高収益作物の作付が5割以上



「水田農業高収益化推進計画」に基づく計画的かつ一体的な支援

- ① 水田活用の直接支払交付金において、高収益作物の新たな導入面積に応じて、高収益作物定着促進支援（2.0万円/10a×5年間）及び高収益作物畑地化支援（10.5万円/10a・1回限り）を交付します。
- ② 栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組も併せて支援します（優先採択等）。
- ③ 事業完了後は、「水田農業高収益化推進計画」の関係機関・団体と一体となって事業計画に基づく営農の実現に必要な支援・助言を行います。

2. 実施要件

- (1) 「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられた地区であること
 - (2) 受益面積：水田5ha以上（団地要件1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上））
 - (3) 水田における高収益作物の作付面積割合が5割以上
（ただし、高収益作物の作付面積割合が10%ポイント以上増加すること）
- ※本事業を実施した地区は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外

3. 実施主体・補助率

- ・事業実施主体：都道府県、市町村、改良区等
- ・補助率：50%等